

四 發行方法	三 用振替法の適	二 の法発号名 条律行称及 項及のび根 そ拠記	一 行平省○ 平條成件二等 國債の發行告示 第十三十號第 二十次年五月 六月と月第五百九 八日より七月第十一 日告日第一項省 示に十令 財務大臣之昭和 庫債券大行項 第年別第關の成 第一法會七十二十 項律計號十七 及第に二法の二 び二關第律公年 第十す二債度第 六三る條平の二 十号法第成發お 二律一二行け第 条第へ項十のる 第四平並二特財 利定五十七 付に十人直人 一百九、大藏
-----------	-------------	-------------------------------------	---

争う札価振の以律社一十成び年例政及年特投図財十利
 入入。格替適下へ債項六十に法等運び法例融る政二付
 札札に以を機用「平、條九特律に當平律に資た運回國
 と発によ下競関を振成株第年別第關の成第關特め當
 同行「争は受替式一法會七十二十す別のに債券大行
 時一發価に目け法三年等の振及第に二法の二號法計債要
 にと行格付本る「と法二年律計號十七の会公必要
 行い(競し銀もと二關第律公年二律かのな
 わう以争て行のう第律替第十す二債度第二ら發財
 れ)。下入行とと。第七に六三る條平の二平の行源
 る、「札わすし」。五十関す。二十号法第成發お条成繩及の
 入価価一れ。の五二律一二行け第二入り確
 札格格と。そ規条第へ項十のる一十れ財保
 で競競い入の定。法第四平並二特財項一の政を

六

イ
發

入価	行争	非者	特国	札非
札格	行	入価	・別債	発競
發競		札格	第参	市行争
行争額		發競	I	加場入

五

ハ 口 イ
方 募

入価	法入
札格	決
發競	定
行争	の

び確う億額
財保ち円面
政を、金
投図財額
融る政で
資た運二
特め當兆
別のに三
会公必千
計債要八
かのな百
ら發財三
の行源十
繩及の五

込募各割各当も各
み限國り申ての申
の度債当込るか込
応額市てみ。らみ
募の場るのその
額範特。応のう
を囲別募応ち
割内參額募応
りに加を額募
當お者案を価
ていご分順格
るてとに次の
。各のよ割高
申応りりい

非下額市札格競とて価のし定あ
価一を場で競争す得格決、めつ
格国定特あ争入るらを定価らて、
競債め別つ入札もれ募を格れ
争市る参て札発のる入受競た
入場も加、と行に価額け争利
札特の者財同一によるをよ各札に
発別にご務時とるを申にそ
行參よと大にい發そり申にそ
一加るに臣行う行の加込お札
と者發応がわ一以發重みいのに
い・行募各れ及下行平のて利お
う第一限國るび一価均應募率い
。I以度債入価非格し募入と

口イハロ
払

札非入価込	行争非者特国	札非
発競札格	入価・別債	発競
行争発競金	札格第参市	行争
入行争額	発競I加場	入

百四一二 でた条特でた条特九つ定円額た条特で利第行け十で利第入
 円十万兆 二利第別四利第別十いに、で利第別九付一のる五四付一れ
 四五三 千付一會十付一會四て基同千付一會千国項特財万千国項の
 億千千 百国項計四国項計億はづ法六国項計八債の例政円九債の特
 九円八 十債のに億債のに八、き第百債のに百に規等運、百に規例
 千百 億に規関九に規関千額発六億に規関四つ定に營平九つ定に
 九五 円つ定す千つ定す百面行十五つ定す十いに關の成十いに關
 百十 いにる六いにる六金し二千いにる三て基すた二六て基す
 十一 て基法百て基法十額た条八て基法億はづるめ十億はづる
 四億 、づ律万、づ律五で利第百はづ律千、き法の二四、き法
 万七 額き第円額き第万七付一五、き第五額發律公年千額發律
 七千 面發四面發四円千国項十額發四万面行第債度九面行第
 千八 金行十金行十三債の五面行十円金し二のに百金し二
 二十 額し六額し六百に規万金し六、額た条發お七額た条

十
三
二

十
口
イ
一

の 経 利 発 競 I 加 場 び 札 非 入 價 発
払 過 行 争 非 者 特 国 發 競 札 格 行
込 利 入 價 • 別 債 行 争 發 競 價
み 子 率 札 格 第 参 市 及 入 行 争 格

九
八

ハ

振 額 最
替 低 行 争 非 者 特 国
額 入 價 • 別 債
面 札 格 第 参 市
位 金 發 競 I 加 場

(一) 年

額 厘 額

平 す 額 の 振

五

一
千
百
十

号 に は 募 ○
の に よ 入 •
と 規 入 二
す 定 决 パ
定 算 决 定
す 出 金 一
。 セ
し 額 の
。 セ
通 ン
期 た 加 知
日 金 え ト
に 額 を
払 を 次 受
い 第 の け
込 二 算 た
む 十 式 者

面 以 面

成 る の 記 替

万

円

金 上 金

二 。 整 載 法

額 の 額

二 十 数 又 の

百 そ 百

二 十 倍 は 規

円 れ 円

年 の 記 定

に ぞ に

五 金 錄 に

つ れ つ

月 額 は よ

き の き

十 に 、 る

百 応 百

七 よ 最 振

円 募 円

日 る 低 替

七 價 六

も 額 口

錢 格 錢

の 面 座

五

と 金 簿

十
十
八
七
六

十
五

十
四

元 償 債
利 還 還
金 金 期
支 額 限

後 第
の 二
利 期
子 以

日 額 平 る い 日 每
本 面 成 利 て を 年
銀 金 二 子 、 支 五
行 額 十 を そ 払 月
百 四 支 の 期 十
円 年 払 日 と 五
に 五 う 以 し 日
つ 月 。 前 、 及
き 十 六 各 び
百 五 月 支 十
円 日 間 払 一
に 期 月
属 に 十
す お 五

$$\text{額面金額} \times \frac{0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

初
期
利
子

規 下 は 払 し 払 平
定 、 期 た 期 成 除 税 外 し は 者 に へ 額 よ に 座 も 係
す 次 そ が 金 と 二 す の 国 た 、 又 お た に り つ に の る
る 号 の 銀 額 し 十 る 税 法 金 前 は い だ 百 算 い 記 と 所
期 及 翌 行 を 、 二 こ 率 人 額 記 外 て し 分 出 て 載 し 得
日 び 営 休 支 次 年 と を が に (一) 国 取 、 の し は 又 て 税
に 第 業 業 払 の 十 が 乘 適 当 の 法 得 当 二 た 、 は 振 が
つ 十 日 日 う 算 一 で じ 用 該 算 人 す 該 十 金 前 記 替 源
い 六 に に 。 式 月 き た を 非 式 で る 国 を 額 記 錄 口 泉
て 号 支 当 た に 十 る 金 受 居 に あ 者 債 乗 か (一) さ 座 徵 そ
同 に 払 た だ よ 五 。 額 け 住 よ る が を じ ら の れ 簿 収 の
じ お う る し り 日
。 い へ と 、 算 を
。 て 以 き 支 出 支

(二)
発 行 時 に お い て 、
規 下 は 払 し 払 平
定 、 期 た 期 成 除 税 外 し は 者 に へ 額 よ に 座 も 係
す 次 そ が 金 と 二 す の 国 た 、 又 お た に り つ に の る
る 号 の 銀 額 し 十 る 税 法 金 前 は い だ 百 算 い 記 と 所
期 及 翌 行 を 、 二 こ 率 人 額 記 外 て し 分 出 て 載 し 得
日 び 営 休 支 次 年 と を が に (一) 国 取 、 の し は 又 て 税
に 第 業 業 払 の 十 が 乘 適 当 の 法 得 当 二 た 、 は 振 が
つ 十 日 日 う 算 一 で じ 用 該 算 人 す 該 十 金 前 記 替 源
い 六 に に 。 式 月 き た を 非 式 で る 国 を 額 記 錄 口 泉
て 号 支 当 た に 十 る 金 受 居 に あ 者 債 乗 か (一) さ 座 徵 そ
同 に 払 た だ よ 五 。 額 け 住 よ る が を じ ら の れ 簿 収 の
じ お う る し り 日
。 い へ と 、 算 を
。 て 以 き 支 出 支

二十九

払入払
込札場
期參所
日加

平財務大臣から通知を受けた者
成二十二年五月十七日